

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の証券投資信託について、受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行なうべく、「投資信託及び投資法人に関する法律」第20条、その関係法令および証券投資信託の信託約款の規定に基づいて、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施いたしますので、お知らせいたします。

【対象となる証券投資信託の名称】

追加型証券投資信託 スマート・ラップ・エマージング・ジオ（毎月分配型）

追加型証券投資信託 スマート・ラップ・エマージング・ジオ（1年決算型）

（以下、各ファンドといたします。）

【繰上償還の理由】

各ファンドは、2015年8月に1億円で自己設定（委託会社による資金拠出）されて運用を開始しましたが、設定来、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しております。

各ファンドの信託約款第39条第8項では「純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、書面決議の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めており、投資信託説明書（目論見書）においても繰上償還に関して説明されております。2020年8月末現在の純資産総額は「スマート・ラップ・エマージング・ジオ（毎月分配型）」が約0.80億円、「スマート・ラップ・エマージング・ジオ（1年決算型）」が約1.09億円となっており、ともに10億円を下回る状況が続いているため、弊社では信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。

【書面決議に関するスケジュール】

このたびの繰上償還に関する書面決議の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎書面決議の対象受益者の確定基準日	: 2020年10月22日（木）
◎議決権行使書面による議決権行使期限	: 2020年12月3日（木）
◎書面決議日	: 2020年12月8日（火）
◎当局への届出日	: 2020年12月9日（水）
◎信託終了日（予定）	: 2021年1月20日（水）
◎償還金支払開始日（予定）	: 2021年1月21日（木）

【書面決議の判定】

各ファンドについて、書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（信託約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2020年10月22日現在の受益権口数（委託会社保有分を除きます。）の合計が、2020年10月22日現在の受益権総口数（委託会社保有分を除きます。）の3分の2以上であった場合に可決されます。本書面決議にて可決された場合、2021年1月20日をもって繰上償還させていただきます。

また、本書面決議にて否決された場合は、各ファンドの繰上償還は行ないません。

以上

2020年10月21日
東京都港区赤坂九丁目7番1号
日興アセットマネジメント株式会社